

R5年度 津山市立誠道小学校 いじめ問題対策基本方針

めざす子ども像

- ・進んで学ぶ子 … 確かな学力の定着と、自ら進んで学び友だちと共に高め合おうとする子ども
- ・思いやりのある子 … 自他の良さに気づき、友だちや地域と進んで繋がろうとする子ども
- ・最後までやりぬく子 … 夢や目標に向けて、最後まであきらめず粘り強く取り組む子ども

いじめ問題への対策の基本的な考え方

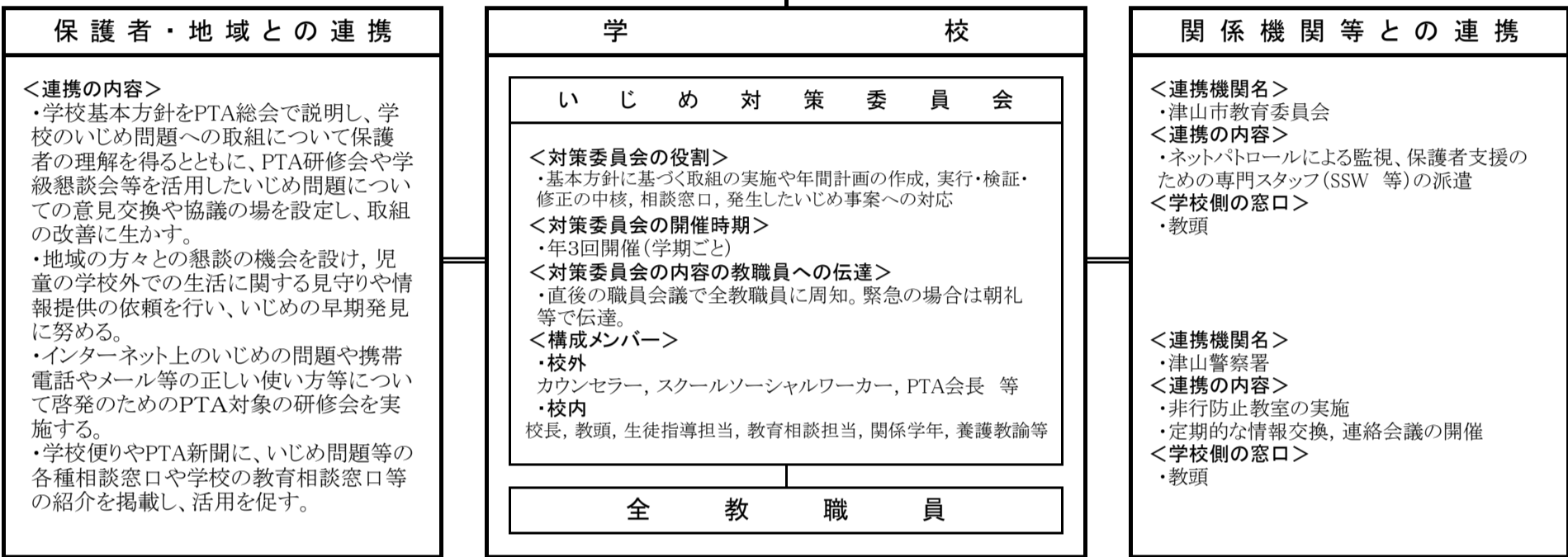
・いじめの未然防止に向け、教科指導や道徳・特別活動を通して、自ら課題を解決しようとする自主性を育て、誰もが活躍できる機会を設ける。また、自分のよさを伸ばすとともに、友だちのよさにも目を向け、互いに伸びようとする学級・学校づくりを進める。

・毎学期途中で生活アンケートやSNS等の利用実態調査を実施し、いじめの早期発見につとめ、保護者との定期的な教育相談はもちろん、保護者や児童といつでも教育相談が実施できる雰囲気作りに努める。また、得られた情報を教職員間で共有を図る。

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会を設置し、問題の解決のための取組を行う。

<重点となる取組>

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
- ・「人権について考える週間」において、運営委員会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
①	<p style="text-align: center;">い じ め の 防 止</p> <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>(特別活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権週間」に運営委員会が企画する「人権集会」において、友だちを大切にする意識を高めるための取組を進める。 ・「あいさつ運動」を推進し、お互いに気持ちよいあいさつができるよう取り組む。 ・縦割り班活動を行い、異学年との交流を通し、上学年としての意識や下学年を思いやる気持ちを高める。 ・「夢掲示板」に将来の夢を掲示し、お互いを認め合う気持ちを持つ。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において計画的に行う。
②	<p style="text-align: center;">早 期 発 見</p> <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のための生活アンケートを学期ごとに実施し、1学期末の保護者との懇談や年4回の保護者との教育相談、随時の保護者や児童との教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ・保護者とも何でも話し合える関係作りに努め、全職員が立場に応じて相談を受けることのできる雰囲気作りをする。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行為があった場合、必ず記録を取り、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ・児童に話を聞くときは、複数対応が望ましい。また、記録を必ず取っておく。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子をしっかり見てもらい、気になることは担任等に連絡をもらえるよう啓発する。
③	<p style="text-align: center;">い じ め へ の 対 処</p> <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることとおさえ、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。